

特記仕様書

地域コミュニティ交通バス位置・車内人数情報システム導入業務

1. 契約の方法・種類

委託契約（プロポーザル方式）

2. 総則

- ・本仕様書は、「地域コミュニティ交通バス位置・車内人数情報システム導入業務」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務の履行にあたっては、神戸市契約規則、委託契約約款及び本仕様書の定めによるほか、関係法令を遵守しなければならない。
- ・受託者は、本業務に用いた資料及び計算根拠等を明確に整理し、本市担当者から要求があった場合には、速やかに提示、説明又は報告できる状態を確保するものとする。また、本業務の実施にあたり、本市担当者の指示及び協議事項については協議書を作成し、提出のうえ確認を受けること。
- ・本市から貸与された資料及び業務を通じて作成・取得した資料等、業務により知り得た一切の情報については、業務完了時に返却するものとし、第三者に対して無断で公開してはならない。なお、この義務は契約終了後も同様とする。ただし、法令等に基づく場合や、事前に本市の承認を得た場合はこの限りでない。
- ・受託者は、本業務に係る関係官庁、事業者及び地域住民等と十分に協調を図り、本市担当者の指示を受けて正確かつ誠実に業務を遂行すること。また、業務の実施に必要な各種手続き及び届出については、必要な資料の作成を含め、受託者の責任において行うものとする。
- ・業務遂行中に生じた事故等については、受託者がその責任を負うものとし、第三者から損害賠償請求がなされた場合であっても、本市は原則としてその責任を負わないものとする。
- ・業務が完了した際には、速やかに完成届及び成果物を提出し、本市の検査を受けること。また、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合には、本市職員と協議のうえ決定するものとする。

3. 業務概要

本業務は、地域コミュニティ交通における路線定期型の7地域（垂水区塩屋地域・西区学園東町地域・北区唐櫃台地域・北区青葉台柏尾台地域・北区花山地域・中央区東部地域・東灘区西岡本地域）において、バス位置情報や車内人数情報を表示するシステムの導入を行うものである。

4. 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5. 履行場所

神戸市都市局交通政策課

6. 業務内容

(1) バス位置情報システム

- ・対象車両に設置する GPS 端末等（以下「機器」という）により、車両の現在位置をリアルタイムに取得可能とする。なお、位置情報取得に必要な精度及び安定性を有するものとする。
- ・バス位置情報は、以下の 2 種類の画面で表示可能とする。
 - 路線図画面（路線図上にバスの現在位置を表示）
 - 地図画面（GIS 地図上にバスの現在位置を表示）
- ・各対象車両への機器の設置作業を行う。設置にあたっては、車両運行に支障をきたさないよう配慮し、設置後、正常に位置情報が取得・送信されることを確認すること。

(2) 車内人数情報システム

- ・車内人数を把握できるシステムを構築し、バス位置情報と合わせてリアルタイムに取得可能とする。その際、下記の車両の大きさや規格に見合ったシステムを提案することとし、車内人数情報の取得に必要な精度及び安定性を有するものとする。
- ・各対象車両への機器の設置作業を行う。設置にあたっては、車両運行に支障をきたさないよう配慮し、設置後、正常に位置情報が取得・送信されることを確認すること。

(3) 情報発信機能

- ・運行事業者が、地域ごと・路線ごとに運行情報を発信できる仕組みを構築する。発信した情報は、利用者向け表示画面上に反映されることとし、スマートフォン、タブレット及び PC での閲覧に対応すること。またこれらの情報が、利用者にとって検索や閲覧しやすくなるよう工夫すること。

(4) GTFS データリポジトリ登録

- ・受託者は、対象となる地域コミュニティ交通について、GTFS 形式の運行データを作成し、GTFS データリポジトリへの登録作業を行うこと。併せて、登録に必要な確認及び初期登録後の更新方法について、発注者へ説明を行うこと。

(5) 車両台数および乗車定員

- ・車両台数と乗車定員は下記を見込んでいる。

マイクロバス（乗車定員 27 名）×1 台

ワゴン型車両（乗車定員 9 名）× 3 台

ワゴン型車両（乗車定員 8 名）× 4 台

その他本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者の協議により決定するもの

とする。

7. 成果物

報告書（ファイル綴じ）、報告書の電子データ及び、各種機器、その他本市担当者が指示するもの

8. 情報セキュリティポリシーの遵守

本業務の委託にあたっては、本市が定める情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、本市が当該ポリシーを遵守できるよう、必要な環境整備及び対策を講じるものとする。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>